

重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者の方の医療費の一部を助成する制度です。

詳しくは以下のとおりです。

■対象者

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方
- ・内部機能障がい等で身体障害者手帳 3 級の方
- ・療育手帳の交付を受け、「A」と判定された方
- ・重度の知的障がいと判定、診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

※各種健康保険加入者が対象となります。

■医療費の自己負担額

この制度を利用すると、医療費の自己負担額は以下のとおりとなります。

区分			自己負担額	受給者証
0～18歳（18歳になる年度末）			自己負担なし	交付あり
18歳以上 65歳未満	非課税世帯		医科：580円、歯科：510円 柔整：270円	
	課税世帯		かかった医療費の1割を負担 ▼月額負担上限額 通院 18,000円 （年額上限 144,000円※1） 入院 57,600円 （多数回該当 44,400円※2）	
後期高齢者 医療被保険者	非課税世帯		医科：580円、歯科：510円 柔整：270円	交付なし
	課税世帯	後期高齢 3割負担	かかった医療費の1割を負担 ▼月額負担上限額 通院 18,000円 （年額上限 144,000円※1） 入院 57,600円 （多数回該当 44,400円※2）	
		後期高齢 1割負担	通院 18,000円 （年額上限 144,000円※1） 入院 57,600円 （多数回該当 44,400円※2）	

※後期高齢者医療の1割負担の方など、助成が生じない方には、受給者証は交付されません。ただし、同一世帯に同じ重度心身障がい者の受給者がいる場合は、世帯合算の対象となります。

※1 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額（通院のみ）の合計が上限144,000円です。

※2 過去12か月の間に3回以上月額上限額に達した場合は、4回目以降44,400円です。

後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の方を対象にした制度ですが、65歳以上75未満の方で、一定の障がいをお持ちの方は申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

対象者	65歳以上75歳未満の方で、以下に該当する方(認定日から資格を取得) (1)身体障害者手帳 1～3級 (2)身体障害者手帳4級で、下肢、音声、言語機能の障がいをお持ちの方 (3)療育手帳 A判定 (4)精神障害者保健福祉手帳 1～2級 (5)国民年金などの障害年金 1～2級を受給している方 ※生活保護を受給されている方は、被保険者となりません。 ※後期高齢者医療制度へ加入する場合にあたっては、本人が他の医療保険と選択することができます。 ただし、後期高齢者医療制度へ加入しなかった場合、重度心身障害者医療制度を受けることができません。
助成内容	・所得または収入により、自己負担が1割または3割になります。 (後期高齢者医療に加入しない場合、自己負担割合は2割または3割です。)
申請窓口	江差町役場 健康推進課(国保医療係) 電話:52-6725



自立支援医療（更生医療）

更生医療は、身体障がい者が日常生活、職業生活などを営むうえで必要な能力を獲得するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療です。

■対象者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の障がい者

■対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障がい	白内障手術、網膜剥離手術、角膜移植術など
聴覚障がい	鼓膜穿孔閉鎖術、外耳道形成術など
言語障がい	口蓋形成術など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術など
内部障がい	＜心臓＞弁形成術、ペースメーカー埋め込み ＜腎臓＞人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） ＜肝臓＞肝臓移植術（抗免疫療法を含む） ＜小腸＞中心静脈栄養法 ＜免疫＞抗HIV療法、免疫調節療法など

■費用負担

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則1割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

■手続き方法

以下のものを用意して、窓口で申請してください。

- ・自立支援医療（更生医療）意見書（医師に作成してもらう必要があります）
- ・身体障害者手帳
- ・医療保険被保険者証等
（受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する方全員のもの）
- ・「世帯」の所得状況等が確認できる書類（市町村民税課税・非課税証明書等）
- ・特定疾病療養受療証（腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合）

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

自立支援医療（育成医療）

育成医療とは、肢体不自由や内臓疾患など対象となる障がいがある児童、または現存する疾患を放置しておくとは将来において対象となる障がいと同程度の障害を残すと認められるものであって、指定医療機関における治療で確実な治療効果が期待できる医療費の一部が公費で負担される制度です。

■対象者

18歳未満の児童

■対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障がい	白内障手術、先天性緑内障など
聴覚障がい	先天性耳奇形形成術など
言語障がい	口蓋形成等による形成術など
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側弯症、くる病など
内部障がい	＜心 臓＞先天性疾患、弁口、心室心房中隔に対する手術など ＜腎 臓＞人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） ＜肝 臓＞肝臓移植術（抗免疫療法を含む） ＜小 腸＞中心静脈栄養法 ＜免 疫＞抗HIV療法、免疫調節療法など ＜その他＞先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、人工肛門増設

■費用負担

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則1割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

■手続き方法

以下のものを用意して、窓口で申請してください。

- ・自立支援医療（育成医療）意見書（医師に作成してもらう必要があります）
- ・医療保険被保険者証等
（受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する方全員のもの）
- ・「世帯」の所得状況等が確認できる書類（市町村民税課税・非課税証明書等）

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、長期にわたる精神疾患の治療のために、入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方の医療費を一部助成する制度です。

■対象者

継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方

※対象となる疾患かどうかは、通院している病院でご確認ください。

■自己負担額

- ・対象となる治療にかかる医療費の自己負担額が、原則 1 割になります。
- ・「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療では、同じ医療保険に加入している家族の方を、1つの「世帯」として扱います。

■手続きに必要な書類

手続きの種類	手続きに必要なもの						
	申請書	診断書	保険証	同意書	受給者証	マイナンバー	年金に関する書類
新規申請	○	○	○	○		○	(1)参照
更新申請	○	○※	○	○	○	○	
負担上限の変更	○		○	○	○	○	
札幌市及び他都府県から転入	○		○		○	○	
住所・氏名等変更	○				○	○	
紛失・破損	○				○ (破損)	○	

※更新申請の場合、医師の診断書を2年に1度提出してください。

(1) 障害年金を受給している方は、年金受給額が分かる書類を提出してください。

(年金振込通知書、年金証書、年金が振り込まれる通帳の写しなど)

※各種申請書、診断書の様式は江差町役場「町民福祉課」にあります。

自立支援医療の自己負担上限額について

「世帯」の所得等に応じて、下表のとおり自己負担上限月額が設定されます。

市町村民税 非課税 本人収入≤80万 円	市町村民税 非課税 本人収入＞80万 円	市町村民税 3万3千円未満 (所得割)	市町村民税 3万3千円以上 23万5千円未満 (所得割)	市町村民税 23万5千円以上 (所得割)
低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度 額)
		育成医療		
		中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	
		重度かつ継続 ※		
		中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 負担上限額 20,000円

※重度かつ継続の範囲

■ 疾病・症状等から対象となる方

- 精神・・・(1) 総合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい等（依存症等）
 (2) 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障がいのため計画的・集中的な通院医療（症状の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると診断され、認定を受けた方
 ・ 情動及び行動の障がい
 ・ 不安及び不穏状態
 更生・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障がい
 育成・・・腎臓機能・小腸機能・心臓機能障がい・肝臓機能障がい・免疫機能障がい
 医療保険の高額療養費で多数該当の方

■ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

精神 更生 医療保険の多数該当の方

所得税・住民税の障がい者控除

■対象者と控除の内容

対 象 者	控除の内容
○身体障害者手帳 1～2級 ○療育手帳 A判定 ○精神障害者保健福祉手帳 1級	特別障害者控除 ・所得税 40万円（同居の場合75万円） ・住民税 30万円（同居の場合53万円）
○身体障害者手帳 3～6級 ○療育手帳 B判定 ○精神障害者保健福祉手帳 2～3級	その他障害者控除 ・所得税 27万円 ・住民税 26万円

■手続きの方法

- 給与所得者・・・毎年、年末調整時に勤務先に申告してください。
- 自己申告者・・・毎年、確定申告時に税務署に申告してください。

所得税の相談窓口
江差税務署
電話 52-0078

住民税の相談窓口
江差町役場（税務課）
電話 52-6723

自動車税・環境性能割・軽自動車税の減免

■対象者

身体障害者手帳（障がい者の部位や等級によって変わります）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■対象となる自動車

障がい者（障がい者（児）と生計を一にする者を含む）が所有する自動車で、障がい者または障がい者（児）と生計を一にする者、常時介護している者が運転し、概ねその障がい者（児）の用に供する自動車

■対象となる台数 障がい者（児）1人につき1台まで（普通車・軽自動車のいずれか1台）

自動車税・環境性能割の相談窓口
檜山振興局 税務課納税管理係
電話 52-6471

軽自動車税の相談窓口
江差町役場（税務課）
電話（0139）52-6723

相続税・贈与税の優遇措置

■対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方

（１）相続税の障害者控除

相続人が８５歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きします。

（注）障害者控除の額は、その障がい者が満８５歳になるまでの年数１年（年数の計算に当たり、１年未満の期間があるときは切り上げて１年として計算します。）につき１０万円で計算した額です。この場合特別障害者については１年につき２０万円となります。

（２）特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については６,０００万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については３,０００万円まで贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- １ 特別障害者
- ２ 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

相続税・贈与税の相談窓口
江差税務署（江差地方合同庁舎）
江差町字姥神町 167-1
電話 52-0078（音声案内）

